

滋賀県国土利用計画の改定について

1 趣旨

国において、今年8月に、最近の国土を取り巻く状況の変化を踏まえ新たな全国計画（第五次国土利用計画）が策定され、県においても、国の計画を基本として、県域における新たな計画、滋賀県国土利用計画（第五次）を策定するもの。

2 計画の性格

国土利用計画法に基づき、県土利用のあり方について定める計画であり、県土の利用に関する行政上の指針となる。

全国計画を基本として策定し、市町計画の基本となる。

3 経緯

平成20年7月	国土利用計画（第四次全国計画）策定
平成22年3月	滋賀県国土利用計画（第四次）策定
平成27年8月14日	国土利用計画（第五次全国計画）策定
平成27年11月16日	滋賀県国土利用計画審議会を開催 滋賀県国土利用計画の改定について諮問

4 計画の目標年次

平成26年を基準年次とし、平成39年を目標年次とする。

5 計画の内容

(1) 県土の利用に関する基本構想

- ア 県土利用をめぐる基本的条件の変化・課題
- イ 県土利用の基本方針
- ウ 地域類型別の県土利用の基本方向
- エ 利用区分別の県土利用の基本方向
- オ 地域別の県土利用の基本方向

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(3) (2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

6 計画策定の進め方

(1) 滋賀県国土利用計画審議会における調査審議

知事から滋賀県国土利用計画審議会に諮問し、その答申を基に計画案を作成する。(法第7条第3項)

(2) 滋賀県土地問題協議会における庁内調整

庁内調整は、滋賀県土地問題協議会（会長：副知事）において行う。

また、具体的な検討は、滋賀県土地利用調整会議（主宰：総合政策部次長）において行

う。

(3) 市町長の意見の反映

法第7条第3項に基づき市町長の意見を聴くほか、検討過程において、意見交換・意見照会を行う。

また、審議会における検討状況などについて適宜情報提供する。

(4) 県民の意見の反映

県民政策コメントを実施し県民意見の反映に努める。

(5) 国の機関との調整

策定段階において、の機関に意見照会を行う。

7 計画の公表等

計画策定後、その要旨を公表するとともに、国土交通大臣への報告を行う。(法第7条第5項)

8 スケジュール

平成28年1月 滋賀県国土利用計画審議会（県土利用をめぐる現状と課題）

審議会を3回開催し基本方針等について審議

平成28年9月 滋賀県国土利用計画審議会 答申

平成28年10月 県民政策コメントの実施

平成29年3月 計画策定・公表

適宜、検討状況を常任委員会に報告

国土利用計画(全国計画)【概要】

1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築
 人口減少下においては、都市的土地需要のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれ

2. 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用
 自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれ

3. 巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換
 東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識

2. 国土利用の基本方針

「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

適切な国土管理を実現する国土利用

- 都市的土地利用
 - ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導 等
- 農林業的土地利用
 - ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
 - ・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- 健全な水循環の維持又は回復 等

自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上
- 地域の個性ある景観の保全・再生・創出 等

安全・安心を実現する国土利用

- 安全を優先的に考慮する国土利用
 - ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限
- 国土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性 等

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、

- 複合的な施策の推進
 - ・自然環境の再生と防災・減災と共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
 - ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う
- 国土の選択的な利用
 - 適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、
 - ・管理コストを低減させる工夫とともに、
 - ・森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択



↑ 遊水地として治水機能を確保すると共に、水質改善や生態系保全にも寄与(渡良瀬遊水地)

3. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	平成24年	平成37年	構成比(%)	
	(万ha)	(万ha)	24年	37年
農地	455	440	12.0	11.6
森林	2,506	2,510	66.3	66.4
原野等	34	34	0.9	0.9
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6
道路	137	142	3.6	3.8
宅地	190	190	5.0	5.0
住宅地	116	116	3.1	3.1
工業用地	15	15	0.4	0.4
その他の宅地	59	59	1.6	1.6
その他	324	329	8.6	8.7
合計	3,780	3,780	100.0	100.0
(参考)				
人口集中地区(市街地)	127	121	-	-

4. 必要な措置の概要

- 土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討
- 都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制
- 災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進
- 地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的実施
- 各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる

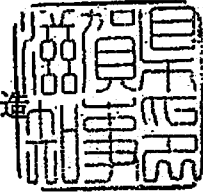




滋 県 活 生 第 568 号
平成27年(2015年)11月16日

滋賀県国土利用計画審議会
会長 恩地 典雄 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県国土利用計画の改定について (諮問)

このことについて、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第9項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(諮問の趣旨)

滋賀県国土利用計画(以下「県計画」といいます。)は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、県土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、現在、平成22年3月に策定した第四次計画に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このたび、国においては、本格的な人口減少社会の到来を受けて、8月に国土利用計画(全国計画)が改定されました。

本県においては、昨年10月1日現在の推計人口が48年ぶりに前年比較で減少となり、人口減少局面に入ったと推測されます。今後、人口減少社会における県土利用への対応が求められます。

また、自然環境の保全や災害に対する県土の安全性の向上などが課題となっています。

こうした、全国計画の改定と県土利用をめぐる状況の変化を踏まえ、県計画を改定することとし、これにあたっての意見を求めるものです。



滋賀県国土利用計画審議会 委員名簿

第14期委員(任期:平成26年7月15日から平成29年7月14日まで)

氏名	分野	職名	備考
浅見 佳世	自然	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 客員准教授	
上田 和子	農業	JALが女性協議会 会長	
宇野 一雄	地方行政	滋賀県町村会 理事	
岡井 有佳	都市問題	立命館大学理工学部 准教授	
恩地 典雄	交通問題	京都精華大学人文学部 教授	会長
佐伯 祐二	法律	同志社大学大学院司法研究科 教授	
崎山 美智子	社会福祉	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	
清水 芳久	水問題	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授	
関 絵里香	経済	立命館大学経済学部 教授	
田中 勝	土地問題	不動産鑑定士	
谷畑 英吾	地方行政	滋賀県市長会 相談役	
丹羽 崇	公募	(公募)	
畑山 満則	防災	京都大学防災研究所 准教授	
花房 正信	労働	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	
深町 加津枝	林業	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	
安田 智枝美	商工業	滋賀県商工会女性部連合会 前副会長	

滋賀県国土利用計画審議会(11月16日開催)における主な意見

県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題について

(人口減少社会の到来)

- 人口減少は大きな問題だが、自然現象なのか、流入人口と流出人口の関係なのか考えていく必要がある。
- 人口減少の問題や産業構造の変化は、滋賀県全体の平均ということではなく、地域によって特徴が違う。地域ごとの特徴を生かすような情報と現場の声が大事。
- 後継者がなく、受け皿がない、宅地転用もできない状態の農地があるが、耕作放棄地といった数字では実態が表されていない。
- 福祉の問題では、親の高齢化、障害のある子どもの高齢化によって空き家状態になることがある。

(複雑化、多様化する環境問題)

- 滋賀県固有の財産である琵琶湖を第五次計画においてはもっと強調してはどうか。
- 人間がこれまで開発をしすぎたのではないか、野生動物と共存するために配慮をしていくべきではないかという視点も持ってはどうか。

(頻発化、激甚化する災害への対応)

- 流域治水の取り組みは進んでいるが、地震対策があまり表に出ていないと思う。
- 震度6弱以上の予想される地域が非常に大きくある。県の中の建物の耐震化率を把握すれば、建物被害に関する指標になるのではないか。
- 災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限のために、当該地域の土地利用制限の状況を把握してはどうか。

(その他)

- 人口が減るのは防ぎようがない中で、産業を活発化させていくためにどのような土地利用がふさわしいか考える必要がある。
- 訪日外国人が急激に増えている。滋賀県においても、訪日外国人が増えるということがあるかもしれないので、実績や見通しを調べてほしい。
- 高齢者の交通手段をどう確保していくかといったことを考えたうえで土地利用を考えることも大事。
- 年をとってから住む場所としての滋賀県の魅力があると思うので、その実績や今後を見据えることも考えられる。
- 県の国土利用計画は広範な内容にわたっており、適正な守備範囲を議論する必要がある。
- 審議会では、学識経験者の意見の反映は十分できるだろうが、市町の意見を反映していくことが求められる。

基本理念

- 公共の福祉の優先
- 琵琶湖をはじめとする自然環境の保全
- 地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮



- 健康で文化的な生活環境の確保
- 県土の持続可能な均衡ある発展

県土利用をめぐる変化・課題

- 交通網整備等による都市化の進展
- 将来的な人口減少
- 第二次産業から第三次産業への産業構造の変化
- 地球温暖化の進行
- 災害の増加、災害危険情報の公表
- 耕作放棄地の増加等、県土管理水準の低下
- 地方分権、市町合併の進展
- 新たな自治の担い手の増加
- 厳しい財政状況

県土の有効利用・慎重な土地利用転換・適切な維持管理

県土の環境や安全性に対する県民の要請

「持続可能な県土管理」

県土利用の基本方針

土地需要の量的調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の無秩序な拡大の抑制 ・自然、農用地等の適正な保全と利用 ・自然的土地利用の転換抑制
土地利用の質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系への確保、環境負荷の低減 ・減災に配慮した、安全、安心な土地利用 ・琵琶湖等の景観保全への配慮
県土利用の総合的マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における県土利用の合意形成 ・地域の主体的な取組 ・広域性を考慮した地域間調整

「国土の国民的経営」の推進

県土利用の基本方向

地域類型別(主なもの)	利用区分別(主なもの)
市街地 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で良好な市街地の計画的整備 ・低未利用地の有効利用と自然的土地利用からの転換抑制 ・障害者、高齢者、子ども等に配慮したまちづくり 	農用地 優良農用地の確保 森林 森林の整備と保全 原野 自然環境の保全 水面・河川・水路 自然に配慮した整備 道路 安全性等への配慮
農山村 <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある農山村づくり ・優良農用地、森林確保 ・二次的自然の生態系の維持・形成 	住宅地 災害の危険への配慮 工業用地 地域産業の活性化 その他宅地 大規模集客施設の適正立地
自然維持地域 <ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の生息空間の適切配置と連続性確保 ・外来生物の侵入、鳥獣被害の防止 ・森林の保全 	公用・公共施設用地 耐災性への配慮 低未利用地 工場跡地の再利用 湖辺域 保全・再生・整備

県土の利用目的に応じた区分ごとの目標

区分	H32年 目標値(km ²)	対H19年 比(km ²)
農用地	523	△19
農地	522	△19
採草放牧地	1	0
森林	2,034	△14
原野	7	0
水面・河川・水路	792	0
道路	152	11
宅地	271	13
住宅地	153	7
工業用地	39	3
その他の宅地	79	2
その他	238	8
合計	4,017	0
市街地	107	(H17比)5

地域別の概要(主なもの)

大津部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の計画的整備 ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導 ・優良農地の確保と市街化区域内農地の計画的利用、保全 ・都市近郊林のふれあいの場への活用
甲賀	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導 ・優良農地の確保、優良茶園の整備 ・林業の生産基盤整備、間伐材等の高度利用の体制整備
東近江	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導 ・優良農地の確保 ・林業の生産基盤整備、間伐の計画的な推進 ・西の湖周辺の自然環境の保全
湖東北	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導 ・優良農地の確保、山間等における都市との交流と特産品づくり ・森林を利用した保健休養施設等の整備
高島	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の秩序ある利用 ・優良農地の確保 ・地域特性に応じた農業振興と都市との交流 ・森林の総合的利用

上記に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 公共の福祉の優先
- 国土利用計画法等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 県土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と美しい県土の形成
- 土地利用の転換の適正化
- 土地の有効利用の促進
- 県土利用の総合的マネジメント
- 国土の国民的経営の推進
- 市町との連携
- 県土に関する調査の推進および成果の普及啓発
- 指標の活用と進行管理